

産業基盤形成支援事業

事業計画の募集案内

平成29年2月

公益財団法人にいがた産業創造機構

目 次

●制度の目的	3
●応募対象者	3
●助成対象事業	3
●予算額・採択予定件数	4
●助成金の交付条件など	4
●応募の方法	5
●助成事業認定の決定方法について	5
●事業計画の評価基準について	5
●助成事業者の義務	5
●助成事業認定後スケジュール	6
●申請から助成金支払いまでの流れ	7
●助成金の受付相談窓口	8
各種様式	9

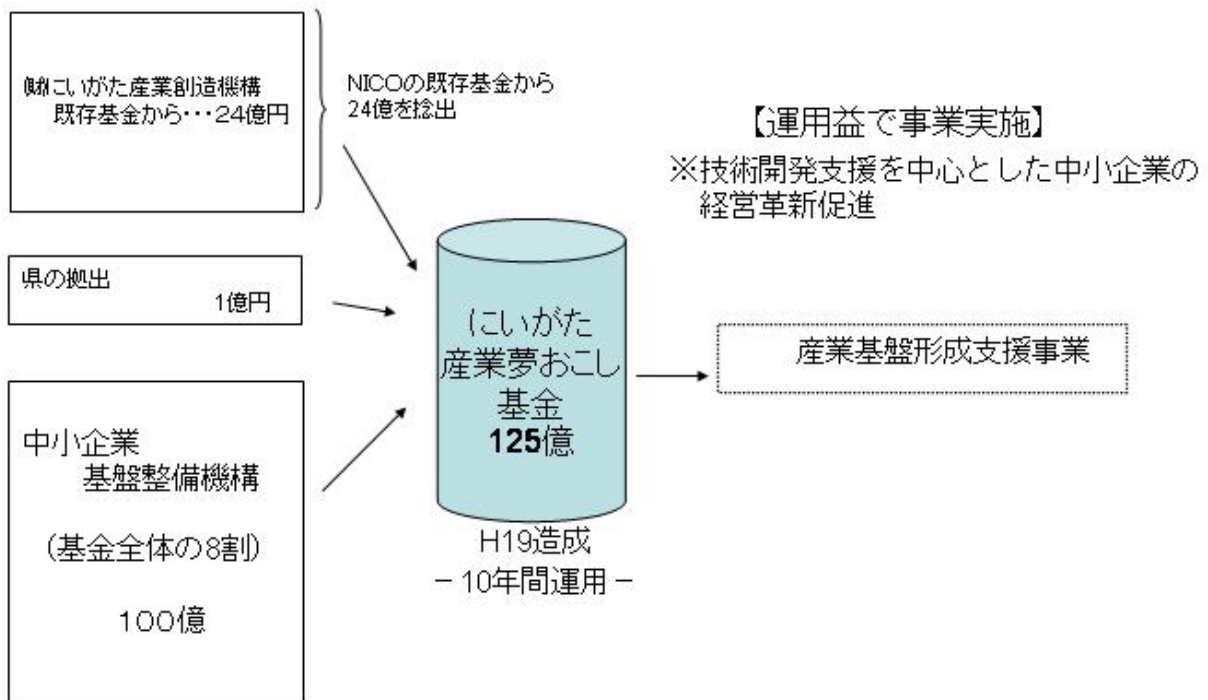
産業基盤形成支援事業

●制度の目的

新潟県には高度な技術や優れたアイデアを持つ企業が数多くあります。21世紀の県経済の発展や雇用の場の創出のためにも、これらの企業が大きく成長していくことが期待されています。

このため、(公財)にいがた産業創造機構(以下、「NICO」という。)では、企業の新事業展開や有望な産業分野への進出のための技術基盤の形成を目的とする事業計画を広く募集し、優れた案件と認められるものに対して助成支援を行います

なお、本事業については、独立行政法人中小企業基盤整備機構の地域中小企業応援ファンドを活用して平成 19 年に造成した「にいがた産業夢おこし基金」の運用益で実施するものです。



●応募対象者

本事業に応募できる方は、新潟県内の大学・高等専門学校等教育機関及び試験研究機関、財団法人等の産業支援機関(以下、「産業支援機関等」という。)です。

なお、任意団体は対象になりません。

注) 地方公共団体及び地方公共団体が設置する試験研究機関等は、助成先にはなりません。

●助成対象事業

産業支援機関等が主体となり、新潟県内の中小企業者、起業家及びそれらのグループ(以下「中小企業者等」という。)のために行う下記の条件を満たすものが対象となります。

(1) 募集テーマ

- ① 旧信濃川テクノポリスエリア圏域等(注)に立地する企業の技術・経営基盤の高度化を支援するもの。

注) 平成 16 年 10 月末時点での長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、栃尾市、分水町、吉田町、栄町、越路町、三島町、与板町、刈羽村。

- ② 県内企業の情報化や情報ネットワークの構築を支援するもの。

(2)事業内容

下記のいずれか若しくは複数の事業内容で年間を通じて実施される事業

- 1.経営指導
- 2.セミナー、講習会の開催等による人材育成支援
- 3.新製品、新技術又は新サービスの研究開発のための施設の提供
- 4.上記に附帯する取組

●予算額・採択予定件数

1. 予算額 テーマ① 1,790万円、テーマ② 1,500万円
2. 予算の範囲内で採択件数を調整します。

●助成金の交付条件など

1. 助成限度額 テーマ① 1,790万円/年、テーマ② 1,500万円/年
2. 助成率 10/10以内
3. 助成期間 平成29年4月1日から1年以内
4. 助成対象経費

対象経費の区分	助成対象経費の内容
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
機械装置、工具器具備品費	機械装置又は工具器具の購入、据付、借用に要する経費
保守・改造修理費	・機械装置等の保守を必要とした場合における必要な経費 ・機械装置等の改造、修繕を必要とした場合における必要な経費
外注費	原材料の再加工や、試験・検査などに要する経費
委託費	調査委託費、デザイン委託費、設計委託費、会場整備委託費
研修・指導費、謝金	技術研修等に係る経費、専門家からの指導を受けるために要する経費
旅費・交通費	助成対象事業に必要な知識、情、意見等の収集のための調に要する経費
広告宣伝費	セミナー・講習会・商談会などの広報に要する経費
印刷費	各種資料の印刷などに要する経費
使用料び賃借料	会場や機械装置などの使用、賃借に要する経費
その他経費	・負担金、消耗品費、備品費など他、助成対象事業の実施に必要な経費

(注1) 人件費は助成対象経費にはなりません。

(注2) 消費税及び銀行等口座振込み手数料は助成対象経費にはなりません。但し、消費税法別表第三に掲げる法人でその課税期間における特定収入割合が5%を超える者に関しては、消費税等が助成対象経費となります。

●応募の方法

1 応募書類の作成

事業計画書を作成してください。なお、事業計画書等申請書、募集案内は、NICO ホームページ(<http://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。

2 添付書類

応募書類の他に、定款及び直近2期分の財務諸表の写しと事業の内容がよくわかる資料等を提出してください(郵送若しくは持参)。

3 応募受付期間

平成 29 年 2 月 13 日(月) ～ 平成 29 年 3 月 3 日(金) 17 時(厳守)

●助成事業認定の決定方法について

書面審査を通過した事業計画については、審査会でプレゼンテーションを行っていただき、事業認定の採否を決定します。結果は、文書で連絡します。

※採択されると、事業実施者名、事業テーマ、住所、業種、採択年度、助成事業の区分を公表いたします。

●事業計画の評価基準について

以下のポイントを重点に評価を行います。

1. 中小企業等への寄与度
2. 既存技術・商品と比べた競争力(差別化・優位性)
3. 市場性
4. 技術の水準及び適用の方向性
5. 試験研究機関や大学・高等専門学校等の他機関との連携状況 他

●助成事業者の義務

助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

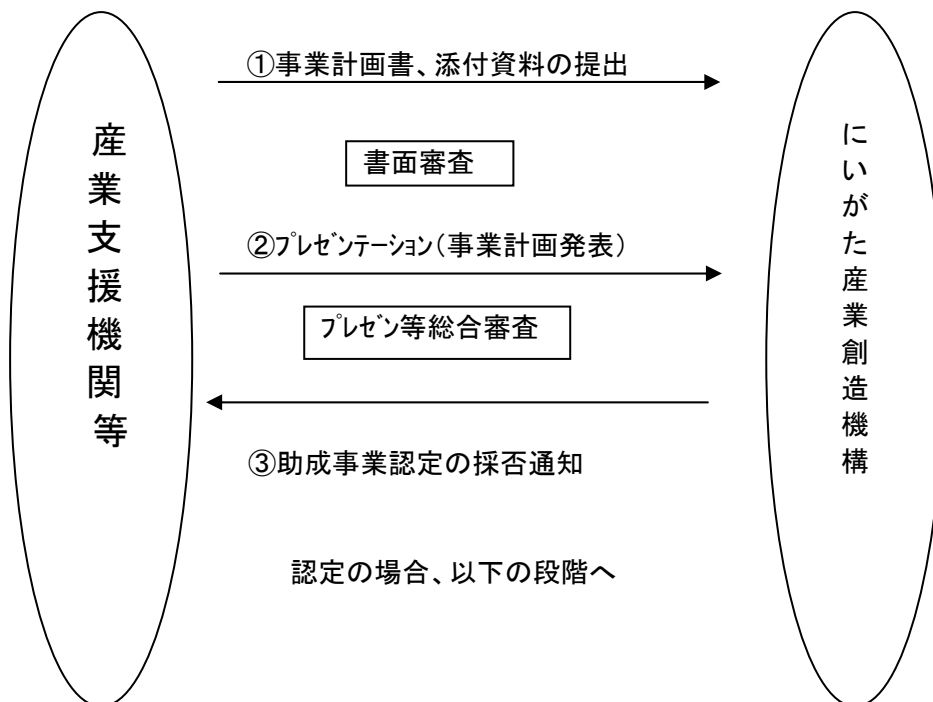
- 1 助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得ること。
- 2 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められないこと。
- 3 事業の遂行状況について、NICOが指定する日までに遂行状況報告書を提出すること。
- 4 事業完了後、実績報告書を提出すること(複数年計画の場合は、年度終了後。)
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 6 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を当機構に納付すること。
- 7 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 8 NICOが計画の実施状況や事業の進捗状況の報告を求めた時は応じること。
- 9 NICOが事業終了後に助成事業に関する調査を行うときは、協力すること。

●助成事業認定後のスケジュール

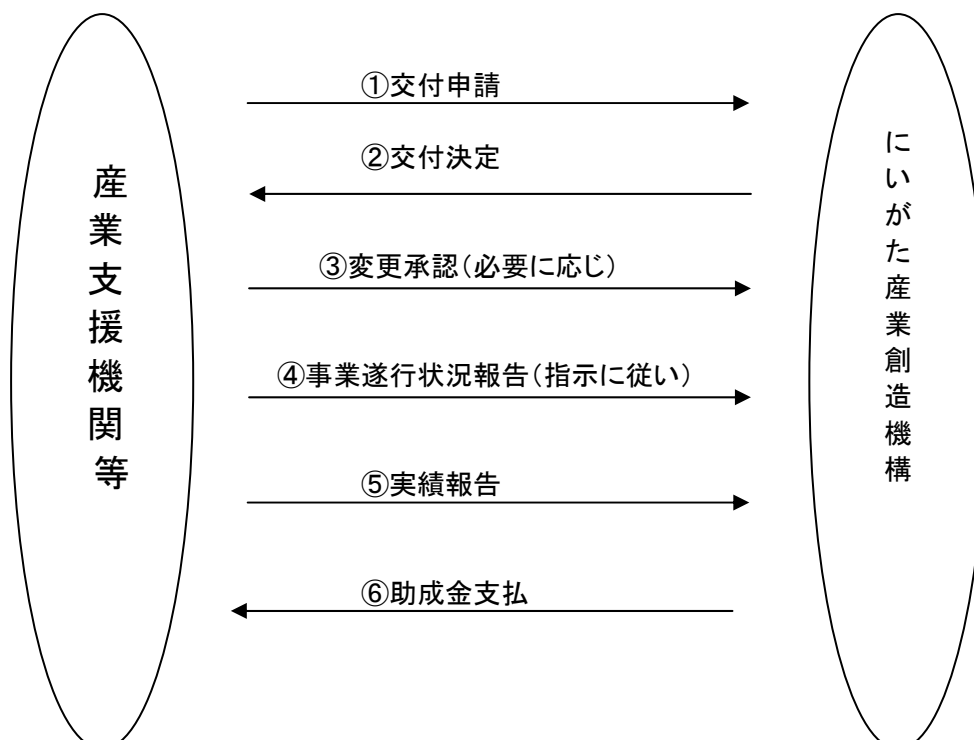
- 1 説明会(内示通知後)
 - 2 助成金交付申請書の提出(内示通知後)
 - 3 交付決定(交付申請後)
交付決定日以降に発注(契約)した物品等が、助成対象となります。
交付決定日前において、発注(契約)した物品等は、助成対象になりません。
 - 4 変更承認
対象経費の区分間において、2割を超える増減をする場合、もしくは事業内容を著しく変更する場合は、変更承認が必要となります。減額の場合は、年度末前(3月上旬)に年度末までの金額を見込み、変更届を提出していただきます。
 - 5 実績報告書の提出(助成事業の完了後。複数年計画の場合、年度終了後)
 - 6 助成金の支払い
助成金の支払いは、原則として実績報告書を確認した後行います。
- ※ 必要に応じ、事業の進捗状況の中間報告を行っていただきます。随時、現地調査も行います。
- ※ 本事業の実施にあたっては、当機構平成29年度予算成立が前提となります。

●産業基盤形成支援事業の申請から助成金支払いまでの流れ

(第1段階)申請から助成事業認定までの流れ



(第2段階)助成金交付決定から助成金支払いまでの流れ



助成金の受付相談窓口

助成事業の申請やお問い合わせは(公財)にいがた産業創造機構へお願いします。

受 付 窓 口	住 所	電 話 FAX
(公財)にいがた産業創造機構 企画・総務グループ 企画チーム	〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル 9階	代表 025-246-0038 FAX 025-246-0030

【参考:既採択案件】

1.「ナノテク産業基盤形成支援事業」

実施主体:財団法人にいがた産業創造機構

事業期間:平成 19 年 11 月～平成 22 年 11 月

2.「県内中小企業の戦略的IT利活用を促進するための経営指導」

実施主体:財団法人にいがた産業創造機構

事業期間:平成 21 年 6 月～平成 23 年 3 月

3.「大地の芸術祭アーティストと十日町染織のコラボレーション研究会」

実施主体:財団法人十日町地域地場産業振興センター

事業期間:平成 21 年 6 月～平成 22 年 3 月

4.「電気自動車関連産業を担う人材の育成」

実施主体:柏崎商工会議所

事業期間:平成 23 年 4 月～平成 24 年 3 月

5.「県内中小企業によるIT経営の促進および高度IT人材の育成」

実施主体:財団法人にいがた産業創造機構

事業期間:平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月

6.「長岡地域モノづくり産業基盤形成事業」

実施主体:特定非営利活動法人長岡産業活性化協会 NAZE

事業期間:平成 23 年 4 月～平成 26 年 3 月

7.「モノづくり産業における長岡地域ブランド構築事業」

事業主体:特定非営利活動法人長岡産業活性化協会 NAZE

事業期間:平成 26 年 4 月～平成 29 年 3 月

8.「最新IT技術を活用した競争力強化基盤の整備」

事業主体:公益財産法人にいがた産業創造機構

事業期間:平成 26 年 4 月～平成 29 年 3 月

